

## 目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定により、目論見書と一体としてお渡しするものです。）

**この目論見書補完書面、および目論見書の内容をよくお読みください。**

ファンド名	大同のMMF（マネー・マネージメント・ファンド）
約定金額に対するお申込手数料	無し
ファンドに係る費用	保有期間中にご負担いただく諸費用、手数料等および換金時にご負担いただく諸費用等は投資信託説明書（交付目論見書）をご参照ください。
クーリング・オフ	当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

取扱コース	累積投資専用
お申込単位	1円以上1円単位
取扱窓口	ご購入は、電話（新生パワーコール）／インターネット（新生パワーダイレクト）。換金のお申し込みや分配金再投資停止の設定・解除のお手続きは、店頭、電話（新生パワーコール）およびインターネット（新生パワーダイレクト）にて承ります。 電話（新生パワーコール）、インターネット（新生パワーダイレクト）は、パワーフレックス口座をお持ちの個人のお客さまのみの取り扱いとなります。

### ＜償還乗換優遇制度について＞

償還乗換優遇制度とは、投資信託の償還金をもって、その支払を受けた販売会社で一定期間内に新たに別の投資信託をご購入いただく場合に、お申込手数料が無料となるなどの優遇制度です。当行では、お客さまが、下記の優遇対象となる償還（予定）ファンドの償還金をもって、当行取り扱いのいずれかの投資信託（「大同のMMF」は除く。）をお申し込みされる場合に、手数料を無料とさせていただきます。※なお、償還乗換の際に償還金の支払を受けたことを証する書類を呈示していただくことがあります。

※以下の場合は優遇制度の対象外となります。

- ・「償還するファンド」「償還金をもってお申し込みされるファンド」のいずれかまたは両方が、外国籍投資信託である場合
- ・インターネット〈新生パワーダイレクト〉でお申し込みされる場合

優遇対象となる償還（予定）ファンド	償還（予定）日	優遇期限
—	—	—
優遇対象とならない償還（予定）ファンド	償還（予定）日	
—	—	

## 当ファンドにかかる金融商品取引契約の概要

当行は、当ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

## 当行が行う登録金融機関業務の内容および方法の概要

当行が行う金融商品取引業務は、金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録金融機関業務であり、当行においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、投資信託総合取引口座をあらかじめ開設されることが必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文にかかる設定代金または設定代金概算額の全部（前受金）を預金決済口座から引き落としとしてお預りしたうえで、ご注文をお受けいたします。
- ・設定代金概算額と設定代金の確定額の差額は、設定日に精算していただきます。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客さまのお届出住所宛に送付します。

当行は上記の他に金融商品取引業として、以下の業務を行っています。

- ①法令により登録金融機関が取り扱うことを認められた有価証券等の募集、売り出し、私募の取り扱い等の業務
- ②金融商品仲介業務
- ③デリバティブ業務
- ④保護預り業務
- ⑤社債等の振替業務

## 当ファンドの販売会社の概要

商号等	株式会社新生銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第10号
本店所在地	〒100-8501 東京都千代田区内幸町2-1-8
加入協会	日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会
資本金	476,296,960,638円（2009年3月31日現在）
主な事業	銀行業
設立年月	1952年12月1日
連絡先	0120-456-860またはお取引のある本支店にご連絡ください。

## 重要事項のご確認

- ・投資信託は、預金ではありません。
- ・投資信託は、預金保険の対象ではありません。
- ・当行で販売する投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は、預金等とは異なり、元本および運用成果の保証はありません。
- ・投資信託は、株式、公社債などの値動きのある有価証券に投資しますので、投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。
- ・投資信託の募集・お申し込み等の取扱いは当行、設定・運用は投信委託会社、信託財産の管理等は信託銀行が行います。
- ・原則として、お申し込みの取消または変更はできません。ただし、当行所定の時限までに当行所定の方法により取消または変更のお申し出があった場合にはこの限りではありません。